

各 位

茨城県政策企画部水政課長

地下水採取量等報告書の提出について（通知）

日頃より、本県の地下水行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例第 17 条の規定により、令和 7 年(2025 年)分の地下水採取量等につきまして、下記により提出くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 提出方法 「いばらき電子申請・届出サービス」により地下水採取量等報告書に所要の事項を入力の上、提出してください。
入力・提出方法については、**別紙**「地下水採取量等報告書の入力・提出方法について」を参照してください。
- 2 提出期限 令和 8 年(2026 年) 2 月 27 日(金)までに提出くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

- ・報告いただく数値は、水量メーターの記録等、根拠資料を基にご報告願います。例年同様の数値の報告等、内容に疑義がある場合は、立入調査等により根拠資料を提示いただく場合がございます。
- ・報告書提出後、数値の誤記等による差替えの事例が増加しておりますので、報告書の内容を複数人でチェックするなど、誤りの無いよう十分ご注意ください。
- ・令和 7 年(2025 年) 1 月～12 月の間に採取の実績がない場合でも、報告書を必ず提出してください。(数値を 0 で報告)
- ・令和 7 年(2025 年) 1 月～12 月に廃止した井戸については、1 月～廃止するまでの採取量を報告してください。
- ・本通知は、紙文書の郵送および電子メールにて通知いたします。メール宛先は過年度報告のあったアドレスを使用しますので、報告時はメールアドレスを記入ください。

入力・提出方法などでご不明な点がある場合は、下記担当までお問合せください。

なお、許可(更新許可を含む。)取得後、次のような事例が散見されますので、再度許可内容をご確認いただき、該当する場合には速やかにご連絡または必要書類のご提出をお願いします。

- 1 井戸を廃止したが、廃止届出書を出していない。(実態として、揚水施設や揚水機の撤去等、地下水を採取できない状態である場合を含む)
- 2 採取者の氏名や住所(法人の場合はその名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)および代表者氏名(施設代表者、施設長等)に変更があったが、変更届出書を出していない。

- 上記の他、下記項目が変更となる場合は、「変更許可申請」が必要です。
- ・揚水施設のストレーナーの位置
 - ・揚水施設の揚水機の吐出口の断面積
 - ・地下水の採取の目的（例：生活用水から工業用水へ変更）
 - ・1日の採取量（例：許可日量、許可年量の減量）等

<参考> 地下水採取許可手続き（水政課ホームページ）

<http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/mizuto/mizushi/mizu/chikasui.html>

各種届出様式はこちらのホームページから入手できます。

地下水以外の表流水への転換等への取組について

地下水の過剰な採取を続けた場合は、地下水の枯渇（こかつ）、水質の悪化、広域的な地盤沈下等を招くおそれがあります。

こうした障害を防止するため、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」を昭和52年に施行し、地下水の保全と適正な利用を図っているところですが、一部地域では地盤沈下が進行しております。

このため、地下水採取者の皆様におかれましては、条例の趣旨をご理解いただき、表流水への転換等を含め、地下水採取量の減量に取り組んでいただきますようお願いいたします。

特に、許可を受ける際に代替水への転換までの許可である旨条件が付されている採取者（同条第5条第2項第2号の規定）におかれましては、施設更新等の機会に、水道用水や工業用水などの地下水以外の表流水への転換を積極的にご検討願います。

なお、転換に向けた相談については、随時対応しますので、水政課までご連絡ください。

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例(抜粋)昭和51年12月24日 茨城県条例第71号
(許可の基準)

第5条 知事は、第3条の許可の申請があつた場合において、当該地下水の採取により地下水の水位の異常な低下又は地下水への塩水若しくは汚水の混入等の障害の防止に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる場合であつて、前項に規定する障害の防止に著しい支障が生じないと認めるときは、第3条の許可をすることができる。

(1) 採取の目的からみて、地下水の採取が季節的なものである場合

(2) 代替水に転換することが明確であつて、地下水の採取が一時的なものである場合

(3) その他規則で定める場合

連絡・提出先

茨城県政策企画部水政課

(採取量報告に関する事) 今瀬

(その他地下水条例全般に関する事) 石井、野原

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL: 029-301-2625 FAX: 029-301-2629

茨城県水政課ホームページまでのアクセス方法

- 1 各種検索エンジンにより『茨城県』で検索し、茨城県ホームページ内検索エンジンにより『水資源・工水』で検索し、『水資源・工水』グループのページにアクセスしてください。
- 2 『2025 年分地下水採取量等の報告をお願いします』のページにアクセスしてください。

提出様式の入手（ダウンロード）入力方法

茨城県水政課ホームページをご覧ください、**別添 1**の手順に沿って提出様式（エクセルファイル）を入手したうえで、入力してください。

< 提出様式入力の際の注意事項 >

(1) 許可区分 1（許可採取者）、許可区分 2（届出採取者）共通

- ・ 数値は右づめで入力してください。
- ・ 「採取日数」・・・地下水を汲み上げた日数
- ・ 「月間採取量」・・・1ヶ月間に汲み上げた量（1 m³未満は切り捨て）
許可件数ごとに記入し、合算で許可されている場合は、合算採取量で記入してください。
- ・ 「1日平均運転時間」=月の総運転時間÷月の採取日数
（例）1月の総運転時間が500時間 1月の採取日数が25日の場合
500（時間）÷25（日）=20（時間）
30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ。
ただし、1日の運転時間が30分以内の場合には1（時間）とする。
- ・ 所有井戸が2井戸以上ある許可採取者はエクセルファイルのシートを追加して入力してください。
市町村コード、番号、井戸名称を正しく入力してください。

(2) 許可区分 1（許可採取者）のみ

- ・ 許可採取者の方は、水位観測データの入力が必要です。
- ・ 観測を行った日付、自然水位及び運転水位を入力してください。
- ・ 水位は(gI-m)表記で、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで入力してください。
- ・ 数値は右づめで入力し、計測しなかった回は空欄としてください。

提出（申請）方法

茨城県水政課のホームページをご覧ください、**別添 2**の手順に沿って提出（申請）してください。

報告書は、茨城県のホームページにある「いばらき電子申請・届出サービス」により受け付けします。

ただし、「いばらき電子申請・届出サービス」で提出（申請）できない場合は、同封の報告書用紙に記入して郵送してください。

地下水採取者 殿

茨城県政策企画部水政課長

揚水施設の変更・更新・廃止等に係る手続きについて（通知）

日頃より、本県の地下水行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例に基づき、一部地域において立入検査を実施したところ、許可申請や届出の必要な手続きが適正に行われていない事例が見受けられました。

つきましては、下記を周知徹底のうえ、地下水の適正な利用に努めていただきますようお願いいたします。

記

【許可申請が必要なもの】

- ・揚水施設の設置場所を変更する場合（同一敷地内含む。）
 - ・揚水施設のストレーナーの位置を変更する場合
 - ・揚水施設の揚水機の吐出口の断面積を変更する場合
 - ・地下水の1日の採取量を変更する場合
 - ・地下水の採取の目的又は時期を変更する場合
- 違反した場合、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

【届出が必要なもの】

- ・氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）が変更になった場合
 - ・揚水施設の能力（定格出力、最大吐出力、1日の運転時間、揚程等）が変更になった場合
 - ・地下水採取量の測定方法が変更になった場合
 - ・地下水以外の水源いわゆる代替水への転換の見通しが変わった場合
 - ・採取者からその許可に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受ける場合
 - ・揚水施設を廃止した場合
- 違反した場合、3万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

<参考> 地下水の採取規制及び手続について（水政課ホームページ）>
<http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/mizuto/mizushi/mizu/chikasui.html>

【連絡先】

茨城県政策企画部水政課
水資源・工水G 野原・石井
Tel : 029-301-2625
Email : mizuto2@pref.ibaraki.lg.jp

別添1:提出様式の入手(ダウンロード)、入力方法

茨城県水政課のホームページから、地下水採取量等報告書の提出様式(エクセルファイル版)を入手(ダウンロード)し、入力・保存する手順です。

< 入手方法 >



ホーム > くらし・環境 > まちづくり・環境 > まちづくり > 水資源・工水

ページ番号：71004

水資源・工水

→ 工業用水

- 工業用水道

→ 地下水

- 地下水の採取規制
- 地下水採取許可手続き
- 地下水位観測調査
- 地下水採取量等の報告
- リーフレット「いばらきの地下水」

→ 水資源

- 湧水への対応

2025 年分地下水採取量等の報告をお願いします

クリック



2025年分地下水採取量等の報告をお願いします

提出期限は2026年2月27日(金曜日)です!

お問い合わせは、土日祝を除く8時30分～17時00分をお願いします。(電話029-301-2625)

「地下水採取量等報告書の提出について(通知)」が郵送された皆様へ

通知に同封されている「地下水採取量等報告書(A4横1枚)」は、いばらき電子申請・届出サービスによる提出を行うことができない方向けの、手書き作成用の報告書です。

いばらき電子申請・届出サービスにより提出を行う場合は、下記(添付ファイル)」を使用してください。

市町村等一部公的機関には郵送していません。

報告書は、こちらからダウンロードしてください。

 [報告書様式\(エクセル:102KB\)](#)

クリックして、ダウンロードします。

ダウンロードすると自動的にファイルが開きます。

→ まちづくり

- 土地利用
- 道路・公共交通
- 港湾・空港
- 上・下水道整備
- 公共工事

もっと見る



→ 水資源・工水

- 工業用水
- 地下水
- 水資源
- 2024年分地下水採取量等の報告をお願いします



< 入力方法 >

保存したエクセルファイルを開き、太枠内に入力してください。

電子

様式第9号（第13条） 地下水採取量等報告書
（2025年分）

茨城県知事 殿

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例第17条の規定により、次のとおり報告します。

記入要領を
かならずお読みください。

採取者 住所
事業所名
(役職) (氏名)
代表者名

令和 年 月 日

記入要領

- 色付きの部分は、必須入力項目です（入力すると無色になります）。
- 「月間採取量」は、許可件数ごとに記入し、合算で許可されている場合は、合算採取量で記入してください。
- 条例第6条の規定に基づく許可の条件において、地下水位測定が義務付けられている場合（「許可区分」：1）は、本報告書により併せて報告してください。
- 「整理番号」及び「許可区分」は、送付した用紙（市町村等除く）に記載されている番号を入力してください。
(注) 整理番号で井戸を識別しますので、違う井戸の整理番号を入力していないか、必ず確認してください。

整理番号		許可区分	井戸名称
市町村コード	番号		

許可区分「2」はここまで記入

許可区分「1」はこちらも記入

月	採取 日数	月間採取量 (m ³ 未満切捨て)	1日平均 運転時間	水位観測 1 回目			水位観測 2 回目			水位観測 3 回目		
				観測日	自然水位	運転水位	観測日	自然水位	運転水位	観測日	自然水位	運転水位
1月												
2月												
3月												
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
合計		0										

報告書は機械処理を行いますので
行や列の挿入等修正しないようお願いします。

記入者

所属		記入者名	
電話		E-mail	

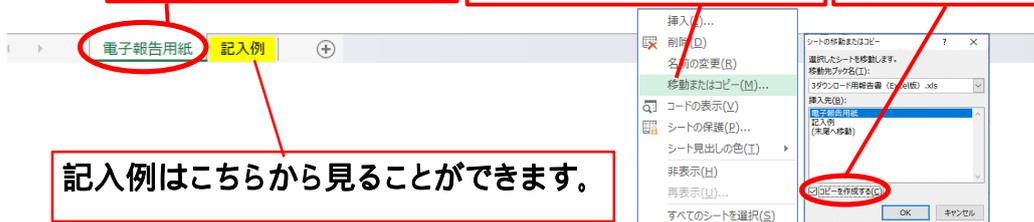
採取者と記入者で事業所名が異なる場合は、事業所名から入力してください。

シートを増やす場合は
「電子報告用紙」を右クリック→

「移動またはコピー」をクリック→

→「コピーを作成する」に☑→
「OK」をクリックすると作成できます。

記入例はこちらから見るができます。



別添2:提出(申請)方法

茨城県水政課のホームページから、「いばらき電子申請・届出サービス」に移動し、エクセルファイルで作成した地下水採取量等報告書を提出(申請)する手順です。



水資源・工水



クリック



2025年分地下水採取量等の報告をお願いします

中 略

クリック

報告書の提出は、こちらの提出フォームを御利用ください。

提出フォーム(外部サイトへリンク)(いばらき電子申請・届出サービス)

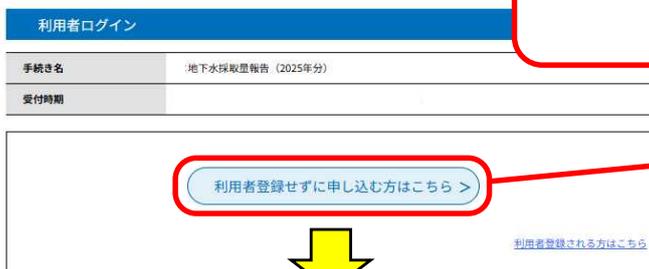
エクセルファイルで提出してください。

E-mail等では受け付けておりませんので御承知ください。

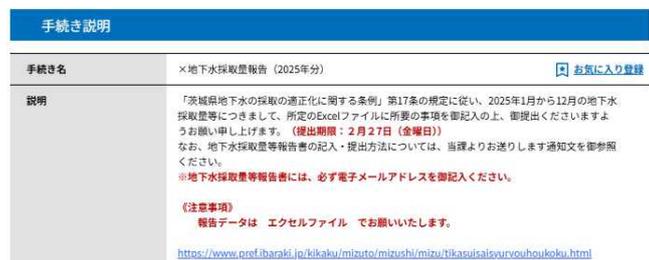
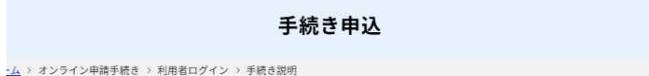
外部サイトに移動します



採取量報告は利用者登録をせずに提出することができます。
(氏名等変更届と採取許可申請は利用者登録が必要です)



クリック



<利用規約>
いばらき電子申請・届出サービス利用規約

- 1 目的
この規約は、いばらき電子申請・届出サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用して茨城県及び茨城県内の市町村（以下「構成団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出及び調査・イベント申込みを行う場合の手続について必要な事項を定めるものです。
- 2 利用規約の同意
本サービスを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、構成団体は本サービスを提供します。本サービスをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本サービスをご利用いただくことができません。なお、随取のみにあっても、この規約に同意されたものとみなします。
- 3 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除
本サービスを利用して申請・届出等を行う場合は、利用者と本人が別個方法で別々の利用者登録を行うことができます。

お読みください

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけただけのものとなります。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

中 略

同意いただける場合、クリック

< 一覧へ戻る 同意する >

いばらき電子申請・届出サービス 【茨城県】

手続検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

手続き申込

ホーム > オンライン申請手続き > 利用者ログイン > 手続き説明 > 申込

申込

選択中の手続き名：×地下水採取量報告（2025年分）

報告者名（法人名、団体名等）を入力してください。 **必須**

報告者の法人、団体等の名称を入力してください。
個人の場合は、氏名を入力してください。

例 株式会社〇〇〇いばらき工場
●●●市水道事業
△△△水利組合
▲▲▲土地改良区
(個人氏名)

報告者・採取者の入力において、誤りが例年多く見受けられます。
お間違えの無いようご記入ください。

報告者と採取者が異なる場合はチェックを入れ、採取者名を入力してください。

採取者とは、地下水の採取の許可を受けている者（法人、団体、個人等）です。
採取者の委託等で別の法人や団体等が報告する場合、下にチェックを入れ、必ず採取者名を入力してください。

例 株式会社〇〇〇いばらき工場
●●●市水道事業
△△△水利組合
▲▲▲土地改良区
(個人氏名)

報告者（法人、団体等）と採取者（法人、団体等）が異なります。

報告者（法人、団体等）が採取者と同じの場合は、チェックおよび記入不要です。

報告者名で個人氏名を入力した場合でも、個人氏名を入力してください。

申込者の氏名を入力してください。 **必須**

報告を担当する申込者の氏名を入力してください。

氏 名

報告を担当する申込者の所属部課名を入力してください。

報告担当者の所属する部課名がある場合、入力してください。

例 施設管理課
水道グループ
庶務係
設備担当

所属

報告者の電話番号を入力してください。 **必須**

内容等の問合せ先となる電話番号を入力してください。

電話番号

報告者のメールアドレスを入力してください。 **必須**

入力したメールアドレスは、報告内容の確認および次回の通知送付に使用します。

メールアドレス

メールアドレスは半角で入力してください。

2025年報告書（Excelファイル）を添付してください。 **必須**

報告書が複数枚ある場合は、一つのブックにまとめて添付してください。

報告書の様式は、必ず2025年のものを使用してください。

地下水採取量等を入力したエクセルファイルを添付してください。
様式は必ず2025年のものを使用してください。

備考欄

採取量等報告の提出について備考などあれば、こちらへ入力してください。

- 例 ・1号井戸について、水位測定器の故障のため2～3月で水位欠測が発生。
- ・前回申込内容に不備があったため、再提出します。
- ・報告内容について確認がある際は下記へ連絡願います。

入力文字数：0 / 200

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】
・添付ファイルは一時保存されます。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・編集・修正することはできません。
・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面で読み込みますので、ご注意ください。
・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いには、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

終了したら、クリック

入力途中でデータをパソコンに保存することもできます。後から保存していたデータを読み込んで入力を再開することができます。

いばらき電子申請・届出サービス 【茨城県】

手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

手続き申込

ホーム > オンライン申請手続き > 利用者ログイン > 手続き説明 > 申込 > 申込確認

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込み」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

×地下水採取量報告（2025年分）

報告者名（法人名、団体名等）

報告者と採取者が異なる場合はチェックを入れ、採取者名を入力してください。

申込者の氏名

報告を担当する申込者の所属部署名

報告者の電話番号

報告者のメールアドレス

報告書（Excelファイル）を添付してください。

備考欄

入力内容に間違いがないか、添付ファイルの名称は合っているか、ご確認ください。

< 入力へ戻る

申込み >

確認が終了したら、クリック

手続き申込

ホーム > オンライン申請手続き > 利用者ログイン > 手続き説明 > 申込 > 申込確認 > 申込完了

申込完了

<2025年地下水採取量等報告>

申込が完了いたしました。

なお、提出内容の確認のため、ご連絡する場合がございます。
ご協力のほどお願い申し上げます。

茨城県政策企画部水政課
029-301-2625

以上で、いばらき電子申請・届出サービスによる提出（申請）手続きは終了です。